

あなたの命…あなたの笑顔を支える看護師がいなくなる

# めざせ働く看護師200万人!

## 1 看護職員の夜勤・交代制勤務環境の改善にむけ、夜勤回数および夜勤時間数などについて制限を盛り込んだガイドラインを策定すること。

看護職員の夜勤・交代制の働き方は、3交代制(日勤・準夜・深夜:各勤務8時間)と2交代制(日勤8時間・夜勤16時間または日勤12時間・夜勤12時間)があります。夜勤回数は3交代制では月10回以上、2交代制では月5回以上という現実があり、家族などと過ごす時間帯の半分以上を勤務していることとなります。

看護職員の夜勤労働は人間の生体リズムに反し身体への負担(発がん性、脳・循環器障害のリスクが高まる)が大きいだけでなく、仕事と家庭の両立が困難となり毎年10万人を超える看護職員が離職している状況です。

高齢化社会を支えていくうえで、今後さらに必要とされる看護職員が、定年まで健康で生き活きと働き続けられる勤務環境を国レベルで整備する必要があります。

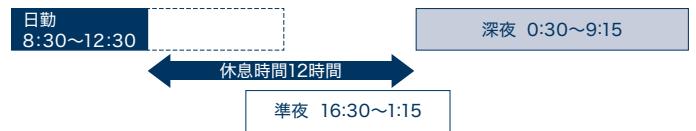


## 2 ILO第149号看護職員条約等の批准にむけ、国内法の整備(1日8時間・週32時間以内労働、勤務間隔12時間以上等)を行うこと。

国際労働機関(ILO)には、看護職員の雇用・労働条件および生活状態に関する国際基準として「ILO第149号看護職員条約」「ILO第157号看護職員勧告」があり、この中で、「1日の労働時間(超過勤務を含む)は最長12時間とし、12時間の継続する休息時間を享受すべき」とされています。

現在、3交代制で働いている看護職員の多くは勤務間隔が8時間未満であり、十分な休息が取れないまま次の勤務を迎え、時間外労働を含めるとさらに休息できる時間が短くなっています。また、多くの2交代制職場は16時間夜勤という長時間労働となっている現状にあります。

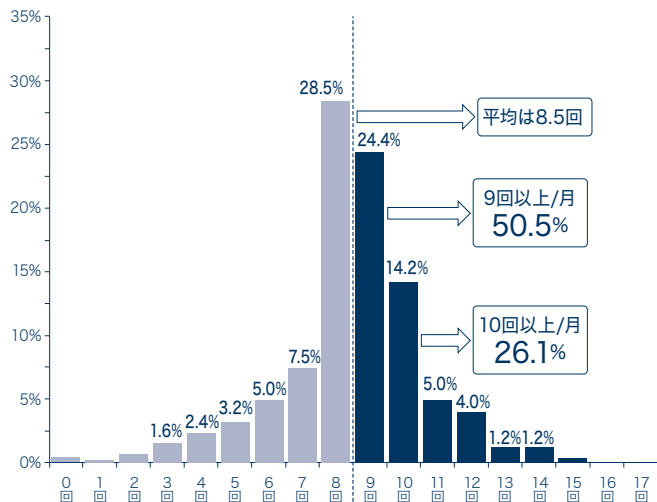
日勤-深夜勤務シフトの例



## 3 診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間数について、現行の「72時間以内」を「64時間以内」とすること。

- 三交代・変則三交代制の平均夜勤回数は8.5回
- 2人に1人(50.5%)が9回以上/月、4人に1人(26.1%)が10回以上/月
- 72時間超の過酷な夜勤を行っている者が存在

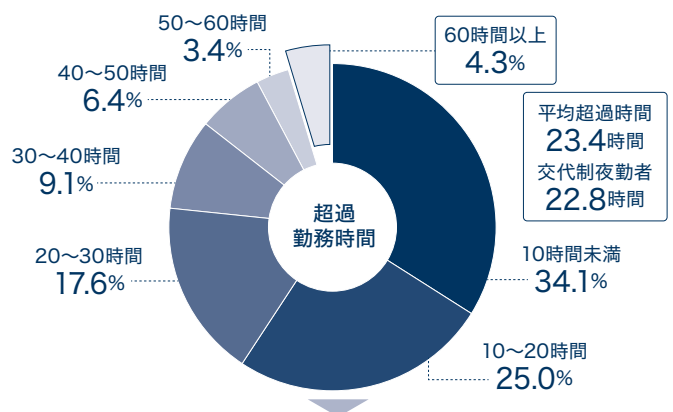
[三交代・変則三交代制の夜勤回数分布]



出典：日本看護協会「2008年 時間外勤務、夜勤・交代制勤務等緊急事態調査」

- 交代制勤務者の過労死の公務災害認定 超過勤務時間 50~60時間/月 (通常の過労死認定基準は発症前2か月以上の1か月当たり80時間程度)

[交代制勤務者の超過勤務時間]



交代制勤務者の4.3%(約23人に1人)が すなわち、過労死レベル<sup>\*</sup>にある

<sup>\*</sup>ここでいう「過労死レベル」とは、交代制勤務をし、かつ、超過勤務が月60時間を超える勤務を指す。

## あなたの健康・命を守るために就労看護職員200万人体制の実現を

皆さんの健康・命を守るために病院があります。病院は医師をはじめ看護師や多くの医療スタッフにより成り立っています。スタッフが充実することで医療の質が格段に高まり救える命が増えます。現在、看護師不足により病院機能を維持することすら難しくなっています。

私たちは、「誰もが質の高い医療を受けられる病院づくり」をめざし、その実現に向け就労看護職員200万人体制に関する取り組みをしています。看護師を確保するため、国に対し ①看護師養成の促進 ②再就業支援の拡充 ③離職防止にむけた労働基準法による規制の強化 ④診療報酬の改善などを求めています。

厚生労働大臣 様

# 看護職員の離職防止と労働条件改善を求める署名

～就労看護職員200万人体制実現にむけて～

## 【要請趣旨】

現在、医療現場は人員不足による長時間・過密労働となっており、さらに平均在院日数の短縮化や医療技術の高度化などとも相俟って、夜勤・交代制勤務に従事する看護職員の労働環境は日々厳しさを増しています。このような状況の中、2011年3月11日に発生した東日本大震災によっても、地域医療を担う医師・看護師・保健師等の人材不足が明らかとなりました。

看護職員の離職率は年12%を超える水準にあり、看護師資格を有しているにも関わらず、医療機関などに就労していない潜在看護師が55万人いると言われていています（平成21年厚生労働省 雇用動向調査）。

看護職員1万人を対象に実施したアンケート調査においても、「看護師の業務を続けたいか」という問いに対し、3割が「続けたいが続けられない」、1割が「続けたいとは思わない」と答えている状況にあります（労働科学研究所「看護職員の労働と健康に関する緊急実態調査」2008年）。

厚生労働省が2011年6月17日に発出した通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めず、夜勤・交代制労働等の勤務環境改善は喫緊の課題」とされているところです。

安心・安全な医療提供体制実現には、看護職員の離職を防止し、働き続けられる労働環境の整備が不可欠であることから、早急に以下のことを実施するよう要請いたします。

## 【要請事項】

1. 看護職員の夜勤・交代制勤務環境の改善にむけ、夜勤回数および夜勤時間数などについて制限を盛り込んだガイドラインを策定すること。
2. ILO第149号看護職員条約等の批准にむけ、国内法の整備（1日8時間・週32時間以内労働、勤務間隔12時間以上等）を行うこと。
3. 診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間数について、現行の「72時間以内」を「64時間以内」とすること。

名 前	住 所

取扱い団体：全日本自治団体労働組合（自治労）・保健医療福祉労働組合協議会（ヘルスケア労協）